

WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施のためのガイドライン

「たばこ規制に関する公衆衛生政策を たばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」

(仮訳 厚生労働省及び独立行政法人国立がん研究センター/「喫煙と健康」WHO 指定研究協力センター)

はじめに

たばこ規制プロセスの透明性に関する世界保健総会の決議 WHA54.18 によると、たばこ産業の文書に関する専門委員会の調査結果を引用して、「長年にわたりたばこ産業は、たばこの害と闘うための公衆衛生政策を実施する政府と WHO の役割を阻害する、という明らかな意図を持って行動してきた」と述べられている。

WHO たばこ規制枠組条約の前文には、締約国¹における「たばこ規制のための努力を阻害し又は著しく損なうたばこ産業の活動を警戒する必要性、並びにたばこ規制のための努力に悪影響を与えるたばこ産業の活動について知らされる必要性」についての認識が記されている。

さらに、条約第 5 条 3 項は、締約国に対して、「たばこ規制に関する公衆衛生政策の策定と実施にあたり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する」ことを求めている。

締約国会議は、FCTC/COP2 決議 14 により、条約第 5 条 3 項履行ガイドライン作成のための作業部会を設立することを決定した。

締約国は、たばこ規制政策を決定し策定する締約国の主権を損なうことなく、国内法に準じて可能な範囲でこれらのガイドラインを履行することが奨励される。

目的、範囲及び適用性

WHO たばこ規制枠組条約の前文、たばこ規制政策の具体的な条項、及び締約国会議手続規則で記述

されているように、第 5 条 3 項に関するガイドラインは、国営たばこ産業を含む、たばこ産業による干渉がたばこ規制政策の多くの領域に影響を及ぼすという認識を踏まえているため、条約第 5 条 3 項履行のための本ガイドラインの採択は、締約国のたばこ規制政策及び条約履行にきわめて重要な影響をもたらすだろう。

本ガイドラインの趣旨は、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からたばこ規制を保護するための包括的かつ効果的な努力を担保することである。締約国においては、たばこ規制に関する公衆衛生政策と利害関係がある、あるいは影響を与える立場にある全ての政府機関が、そのような措置を実施すべきである。

本ガイドラインの目的は、たばこ産業の干渉に対処する上で、締約国²が枠組条約第 5 条 3 項の下で法律上の義務遂行を支援することである。本ガイドラインは、入手可能な最高の科学的証拠と締約国の経験に依拠するものである。

本ガイドラインは、締約国のたばこ規制に関する公衆衛生政策の策定と実施に適用される。また、それらの政策の策定、実施、管理、又は遂行に関与する、又は関与する可能性がある個人、機関、又は国家等にも適用される。

本ガイドラインは、官僚、締約国の管轄権下にある全ての国、州、県、市、町村、又は他の公的もしくは準公的機関又は団体の代表及び従業員、ならびにその全ての代理人に適用される。たばこ規制政策の策定と実施、及びそれらの政策をたばこ産業の利益から保護することに責任を負う政府機関(行政、立法、及び司法)はいずれも、説明義務を負うべきである。

¹ 「締約国」という語は、条約締結資格を有し、条約に拘束される同意を表明し、本条約が有効とされる国家及びその他の組織を指す(出典:国連条約集:
<http://untreaty.un.org/English/guide.asp#signatories>)。

² 適切な場合には、これらのガイドラインは、地域の経済統合組織にも言及する。

条約締約国が実施を求められているたばこ規制措置の策定及び実施に対して、たばこ産業が干渉するために用いている多岐にわたる戦略及び戦術は、大量の証拠によって立証されている。ガイドラインによって勧告される措置は、たばこ産業だけでなく、適切な場合、たばこ産業の利益振興のために活動している組織や個人が行う干渉からも保護することを目指す。

条約第5条3項の目的を最大限達成するためには、締約国は本ガイドラインで勧告される措置を必要な限り広範囲に適用する必要があると同時に、各国固有の状況に適合させる際には、本ガイドラインで勧告される措置を超える措置を実施することが強く要請される。

指針となる原則

原則1: たばこ産業と公衆衛生政策の間には、根本的かつ相容れない利害の対立が存在する。

たばこ産業は、常習性があり、疾患や死亡の原因となり、また貧困の増加など様々な社会悪を引き起こすことが科学的に実証されている製品を生産し、販売促進している。このため、締約国は、たばこ規制のための公衆衛生政策の制定及び実施を可能な限り、たばこ産業から保護すべきである。

原則2: 締約国はたばこ産業又はたばこ産業の利益を振興するために活動している者と交渉するときには、説明責任を果たし透明性を保つべきである。

締約国は、たばこ規制又は公衆衛生に関連する事項についてたばこ産業と何らかの交流を行う際は、説明責任及び透明性を保証すべきである。

原則3: 締約国はたばこ産業又はたばこ産業の利益を振興するために活動している者に対して、説明義務を果たし透明性を保つような方法で活動し、行動するよう要求すべきである。

本ガイドラインの実効的な履行のためには、たばこ産業は締約国に対して情報提供を求められるべきである。

原則4: たばこ製品は死をもたらす危険があるため、たばこ産業がその事業を興し、運営するための奨励策を認めるべきでない。

たばこ産業へのいかなる優遇措置は、たばこ規制政策と対立するだろう。

勧告

公衆衛生政策に対するたばこ産業の干渉に対処するためには、以下の重要な活動が勧告される:

- (1) たばこ製品の常習性と有害性、及び締約国のたばこ規制政策に対するたばこ産業の干渉について関心を高める。
- (2) たばこ産業との接触を制限するための措置を確立し、接触が発生する場合の透明性を保証する。
- (3) たばこ産業との連携や、拘束力又は強制力のない協定を拒否する。
- (4) 官僚や政府職員の利益相反を避ける。
- (5) たばこ産業から収集される情報が透明かつ正確であることを求める。
- (6) たばこ産業による「企業の社会的責任」と称する活動を非正規化させ、規制する。
- (7) たばこ会社に特権的処遇を与えない。
- (8) 国営たばこ会社を他のたばこ産業と同様に扱う。

たばこ規制に関する公衆衛生政策を、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護するための合意された措置を以下に列挙する。締約国は本ガイドラインによって提供される措置を超える措置を実施することを奨励され、本ガイドラインのいかなる記述も、締約国がこれらの勧告に適合する、より厳格な要件を実施することを妨げるべきではない。

- (1) たばこ製品の常習性と有害性、及び締約国のたばこ規制政策に対するたばこ産業の干渉について関心を高める。

たばこ規制に関する公衆衛生政策の策定及び実施にあたり、政府の全ての部門及び公衆は、過去及び現在におけるたばこ産業による干渉についての知識と関心が必要とされる。枠組条約全体を成功裡に履行するためには、そのような干渉に対する具体的な措置が必要とされる。

勧告

1.1 締約国は、条約の第12条をふまえて、たばこ製品の常習性と有害性、たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護する必要性、及びたばこ産業がたばこ規制に関連する公衆衛生政策の策定及び実施に干渉するために用いてきた戦略及び戦術について、全ての政府部門及び公衆に周知させ、教育する必要がある。

1.2 締約国はさらに、たばこ産業が自らの代理として個人や「隠れ蓑」となる団体や外郭団体を使って、公然と、又は隠然と行動させていること、また、たばこ産業の利益を増進するために行動させているやり方について関心を高める必要がある。

(2) たばこ産業との接触を制限するための措置を確立し、接触が発生する場合の透明性を保証する。

たばこ規制に関する公衆衛生政策の策定又は実施にあたり、たばこ産業との必要な接触は、当該接触から生じる又は当該接触による現実又は潜在的協力関係の発生を回避する形で、締約国が行うべきである。たばこ会社が、このような認識を生じさせる可能性のある行為に関与する場合は、締約国はこの認識を阻止又は訂正する措置を講じるべきである。

勧告

2.1 締約国は、たばこ産業及びたばこ製品の効果的な規制を実現するために、たばこ産業との接触は必要ととき、必要な範囲に限るべきである。

2.2 たばこ産業との接触が必要な場合には、締約国はかかる接触が透明に行われるようにすべきである。可能な限り接触は、公聴会、接触の告知、当該接触の記録一般開示など、公に行うべきである。

(3) たばこ産業とのパートナーシップや、拘束力又は法的強制力のない協定を拒否する。

たばこ産業が公衆衛生上の目標と直接に対立するものであることをふまえ、公衆衛生政策の策定又は実施に関連するいかなるイニシアチブにおいても、たばこ産業をパートナーに加えてはならない。

勧告

3.1 締約国は、パートナーシップ、拘束力又は法的強制力のない取り決め、並びにたばこ産業又はその利益を促進するために活動している組織又は人との自発的な協定を受諾、支援又は是認すべきではない。

3.2 締約国は、たばこ産業による、未成年者及び一般大衆の教育又は、間接的若しくは直接的にたばこ規制に関連するイニシアチブの開催、促進、参加、履行を受諾、支援又は是認すべきではない。

3.3 締約国は、法律上強制力のあるたばこ規制措置の代替として提供される、たばこ産業の起草による自発的行動規範又は法律文書を受諾、支援又は是認すべきではない。

3.4 締約国は、たばこ産業が起草した又はたばこ産業と共に起草したたばこ規制法案に対する支持提供を受諾、支援又は是認すべきではない。

(4) 政府関係者や職員における利益相反を避ける。

たばこ産業に商業上及び他の既存の利益を有する組織又は個人がたばこ規制に関する公衆衛生政策に関与することは、否定的な影響を及ぼす可能性が非常に高い。そのような政策をたばこ産業による干渉から保護する上で、たばこ規制に関わる官僚及び政府職員における利益相反に関する明確な規則が重要な手段となる。

たばこ会社が政府機関、関係者、職員に提供する支払金や、金銭又は現物を問わない贈り物及びサービス、研究資金は、利益相反となる可能性がある。国連総会及び政府や地域経済統合組織で採択されているいくつかの公務員国際行動規範にて認識されている通り、個人的利害が公的責任に影響を及ぼす可能性が存在するため、有利な対価の約束が引き換えに与えられない場合でも、利益相反は生じる。

勧告

4.1 締約国は、政府関係者、職員、顧問、請負業者を含むたばこ規制に関する公衆衛生政策の策定及び実施に関与する全ての者に対して適用される、利益相反の開示及び管理に関する政策を義務付ける必要がある。

4.2 締約国は、公務員がたばこ産業と交渉する際に遵守すべき基準を規定する公務員倫理規定を策定、採用、実施しなければならない。

4.3 締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策の制定及び実施に関する作業実施契約を、確定したたばこ規制政策と対立する候補者又は入札者に与えるべきではない。

4.4 締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策の制定及び実施に関与している又は関与した公職者に、報酬の有無を問わず、退職から一定期間内にたばこ産業内の職業活動に従事する意図について所属機関に通知することを義務づける明確な方針を策定すべきである。

4.5 締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策の制定及び実施に関与する公職の応募者に、報酬の有無を問わず、たばこ産業における現在又は過去の職業活動を申告することを義務づける明確な方針を策定すべきである。

4.6 締約国は、政府職員に対して、たばこ産業に関して直接的に有する利益を申告し、これを放棄することを要求するべきである。

4.7 政府機関及びその組織は、国営たばこ産業に対する締約国の事業所有権を管理運営する場合を除き、たばこ産業からの金融的利益を有するべきではない。

4.8 締約国は、たばこ産業又はたばこ産業の利益の増進のために活動している団体によって雇用されているいかなる者も、たばこ規制政策又は公衆衛生政策の策定又は実施に関わる政府機関、委員会、又は諮問グループの成員となることを許してはならない。

4.9 締約国は、たばこ産業又はたばこ産業の利益の増進のために活動している団体によって雇用されているいかなる者も、締約国会議、その補助機関、又は締約国会議の決定に従って設立される他の団体の会議への代表団成員に指名してはならない。

4.10 締約国は、政府又は準政府機関の関係者又は職員がたばこ産業から金銭又は現物による報酬、贈与又はサービスを受け取ることを許してはならない。

4.11 国内法及び憲法原則を考慮し、締約国はたばこ産業又はその利益促進を図っている組織から、政党、候補者、選挙運動に対する献金を阻止する又は当該献金を全面的に開示することを義務付ける効果的な措置を講じるべきである。

(5) たばこ産業から提供される情報が透明かつ正確であることを求める。

公衆衛生政策に対するたばこ産業の干渉を防止するための効果的な措置を取るために、締約国は、そのような活動及びやり方に関する情報を入手し、それによってたばこ産業が透明な方法で活動することを保証する必要がある。条約の第12条は、締約国が国内法に従ってそのような情報の公開を促進することを求めている。

条約の第20条4項は、特に、締約国に対してたばこ産業の業務及びたばこの栽培に関する情報の交換を促進し、容易にするよう求めている。条約第20条4(c)項に従って、各締約国は、たばこの生産製造及びたばこ産業が行う、条約又は国内たばこ規制活動に影響を及ぼす活動に関する情報を定期的に収集・普及させる世界的な制度を、漸次構築及び保持するために、権能ある国際機関と協調していくよう努力すべきである。

勧告

5.1 締約国は、たばこ産業の全ての業務及び活動が透明であることを保証するための措置を導入及び適用する必要がある。

5.2 締約国は、たばこ産業及びたばこ産業の利益の増進のために活動している者に対して、ロビー活動、慈善事業、政治献金、及びその他の、条約第13条の下で禁止、又はまだ禁止されていない全ての活動を含むたばこの生産、製造、市場シェア、販売経費、収益、及び他の全ての活動について定期的に情報を提出するよう求めるべきである³。

5.3 締約国は、たばこ関連事業体、関連団体、及びロビイストを含むその代理として活動する個人の情報公開又は登録のための規則の制定を求めるべきである。

³法により保護されている企業秘密や機密情報を損なうことなく。

5.4 締約国は、たばこ産業が虚偽の、又は誤解を招く情報を提供した場合に、国内法に従って強制的な刑罰を課すべきである。

5.5 締約国は、枠組条約の第12条(c)項に従って、条約の目的に関連して、たばこ産業の活動に関する広範な情報の公開を保証するための効果的、法的、管理的及びその他の措置、例えば、公的なデータ集積所など、を採用及び実施する必要がある。

(6)「企業の社会責任」と称される活動等を含め、たばこ産業による「社会的責任」と称する活動を非正規化し、可能な範囲で規制する。

たばこ産業は、製造、販売する製品の致命的性質からイメージを引き離すため又は公衆衛生政策の制定及び実施を干渉するために社会的責任と称する活動を行っている。たばこ消費促進を目的としたたばこ会社が「社会的責任」と称する活動は、マーケティングであると同時に、条約において広告、販売促進及び後援の定義に当てはまる広報戦略でもある。

たばこ産業の中核的な機能がたばこ規制に関連する公衆衛生政策の目標と対立するものであることから、WHOによると⁴企業の「企業の社会的責任」のための活動は、生来矛盾がある。

勧告

6.1 締約国は、政府の全ての部署及び一般大衆が、たばこ会社が果たす社会的責任と称する活動の目的及び範囲について情報を与えられ、認識するようにすべきである。

6.2 締約国はたばこ産業の社会的責任と称される活動を是認、支援、提携又は参加すべきではない。

6.3 締約国は、たばこ産業又はその代理として活動するその他の人による、社会責任と称する活動又はこれらの活動のための支出の公表を認めるべきではない。ただし、年次報告書など、当該支出の報告が法律上義務付けられている場合を除く⁵。

⁴ WHO たばこ産業及び企業社会責任-本質的矛盾。2004年WHOジュネーブ

⁵ WHO たばこ規制枠組条約第13条履行のためのガイドラインは、たばこ広告、販売促進及び後援の点からこの問題を取

6.4 締約国は、政府又は公共セクターの政治、社会、経済、教育、あるいは地域関連等のいかなる部門に対しても、たばこ産業又はたばこ産業の利益の増進のために活動している者から献金を受け取することを許可してはならない。(法律又は法的拘束力・強制力がある協定によって合法的に合意又は定められている補償金を除く)

(7) たばこ産業に優遇処遇を認めない。

一部の政府はたばこ産業による投資を奨励しており、通常であれば法律によって義務付けられている納税を部分的又は全面的に免除する等の財務上の奨励策により、それらの企業に補助さえ行っている。

締約国がその経済、財政、及び税に関わる政策を決定及び確立するための主権を妨げることなく、締約国は、たばこ規制に関する自らのコミットメントを尊重するべきである。

勧告

7.1 締約国は、たばこ産業が自己の事業を確立する又は運営するのを支援するために奨励策、特権又は特典を与えてはならない。

7.2 国営たばこ産業を持たない締約国は、たばこ産業及び関連事業に投資すべきではない。国営たばこ産業を有する締約国は、たばこ産業への投資により、WHO たばこ規制枠組条約の全面的実施が阻止されないようにするべきである。

7.3 締約国は、たばこ産業に有利な税額免除を与えるべきではない。

(8) 国営たばこ産業を他のたばこ産業と同様に扱う。

たばこ産業は、国営、非国営、又はその組み合わせの形態を取りうる。本ガイドラインは、その所有形態に関わりなく、全てのたばこ産業に適用される。

勧告

8.1 締約国は、たばこ規制政策の策定と実施について、国営のたばこ産業がたばこ産業の他の全ての成員と同様に扱われることを保証するべきである。

り上げている。

8.2 締約国は、たばこ規制政策の策定と実施が、たばこ産業の監督及び管理とは切り離されていることを保証するべきである。

8.3 締約国は、国営たばこ産業の代表が締約国会議、その補助機関、又は締約国会議の決定に従って設立される他の団体の会合への代表団の成員とならないことを保証するべきである。

執行と監視

執行

締約国は、条約の第 5 条 3 項及び本ガイドラインの下における義務を遂行するために、執行機構を設けるか、可能な範囲で既存の執行機構を活用する必要がある。

条約第 5 条 3 項及び本ガイドラインの実施の監視

条約第 5 条 3 項及び本ガイドラインの実施の監視は、効果的なたばこ規制政策の導入と実施を保証するために不可欠である。これには、たばこ産業の監視も含めるべきであり、そのために WHO たばこフリーイニシアティブのたばこ産業監視データベースなどの既存のモデル及び資源を活用するべきである。

NGO やその他の、たばこ産業に属していない市民社会の成員は、たばこ産業の活動の監視において重要な役割を果たすことができるだろう。

政府の全ての部門の倫理規定又は職員規則には、「内部告発制度」と適切な内部告発者保護規定を含める必要がある。さらに、締約国は、本ガイドラインの順守を確保するために、訴訟を提起する可能性やオンブズマン制度のような苦情処理手続きなどの機構を活用、強化することを奨励されるべきである。

国際協力とガイドラインの更新及び改訂

たばこ規制に関する公衆衛生政策の策定に対するたばこ産業による干渉の防止を進歩させるためには国際協力が不可欠である。条約第 20 条 4 項は、開発途上国締約国及び移行経済締約国の特別のニーズを考慮し、それに対処しつつ、たばこ産業の業務に関する知識と経験の収集及び交換のための基礎を提供する。

たばこ産業が用いる戦略及び戦術に関する、国内及び国際的な経験の収集及び普及とたばこ産業の活動監視に対する試みはすでに行われている。締約国は、たばこ産業の戦略に対抗するための法律上及び戦略上の専門知識を共有することにより恩恵を受けるだろう。情報交換は、機密保持とプライバシーに関する国内法に従うべきであると条約第 21.4 条は定めている。

勧告

たばこ産業が利用する戦略及び戦術は常に進化しており、本ガイドラインが締約国に対して、たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の干渉から保護するための効果的なガイドラインを継続的に提供するためには、本ガイドラインを定期的に再検討及び改定する必要がある。

締結国は、枠組条約に基づく既存の報告手続きを通じて報告する際に、たばこの生産及び製造に関する情報と、条約又は国内のたばこ規制措置に影響を及ぼすたばこ産業の活動に関する情報を提供する必要がある。この情報交換を促進するため、条約事務局は、本ガイドラインの基本的な規定が次の段階の報告手続きに反映され、締約国が使用できるよう、締約国会議が段階的にそれを採択することを保証する必要がある。

たばこ規制に関する公衆衛生政策に対するたばこ産業の干渉を阻止する最重要性を鑑み、締約国会議は、これらのガイドライン実施経験に照らして、条約第 5.3 条に関連する議定書策定の必要性の有無について検討することができる。

有用な情報源

関連文献

Brandt AM. The cigarette century. The rise, fall, and deadly persistence of the product that defined America. New York, Basic Books, 2007.

Chapman S. Making smoking history. Public health advocacy and tobacco control. Oxford, Blackwell Publishing, 2007.

Callard C, Thompson D, Collishaw N. Curing the addiction to profits: a supply-side approach to phasing out tobacco. Ottawa, Canadian Centre for Policy Alternatives and Physicians for a Smoke-free Canada, 2005.

Feldman EA, Bayer R (Editors). Unfiltered: conflicts over tobacco policy and public health. Boston, Harvard University Press, 2004.

Gilmore A et al. Continuing influence of tobacco industry in Germany. Lancet, 2002, 360:1255.

Hastings G, Angus K. The influence of the tobacco industry on European tobacco control policy. In: Tobacco or health in the European Union. Past, present and future. Luxembourg, Office for Official Publications of the European Commission, 2004:195-225.

Lavack A. Tobacco industry denormalization campaigns: a review and evaluation. Ottawa, Health Canada, 2001.

Mahood G. Tobacco industry denormalization. Telling the truth about the tobacco industry's role in the tobacco epidemic. Toronto, Campaign for Tobacco Industry Denormalization, 2004.

Pan American Health Organization. Profits over people. Tobacco industry activities to market cigarettes and undermine public health in Latin America and the Caribbean. Washington DC, Pan American Health Organization, 2002.

Simpson D. Germany: still sleeping with the enemy. Tobacco Control, 2003, 12:343-344.

Hammond R, Rowell A. Trust us. We're the tobacco industry. Baltimore, Johns Hopkins University Press, 2001.

World Health Organization. Tobacco company strategies to undermine tobacco control activities at the World Health Organization. Geneva, World Health Organization, 2000.

World Health Organization. Tobacco industry and corporate social responsibility - an inherent contradiction. Geneva, World Health Organization, 2004.

Yach D, Bialous S. Junking science to promote tobacco. American Journal of Public Health, 2001, 91:1745-1748.

ウェブ資源

WHO sites:

たばこ規制部門 (Tobacco Free Initiative):
<http://www.who.int/tobacco/en/>

WHOのたばこに関する出版物:
<http://www.who.int/tobacco/resources/publications/en/>

WHO 欧州地域事務局:
<http://www.euro.who.int/healthtopics/HT2ndLvlPage?HTCode=smoking>

アメリカ大陸のたばこ規制 (英語とスペイン語):
<http://www.paho.org/english/ad/sde/ra/Tobabout.htm>

たばこ規制に関する一般的、地域的、国毎の情報及びトピックス:

英国Action on Smoking and Health (及びたばこ産業に関する特別ページ): http://www.newash.org.uk/ash_r3iitasl.htm

Corporate Accountability International and the Network for Accountability of Tobacco Transnationals: www.stopcorporateabuse.org

たばこ規制の経済学: <http://www1.worldbank.org/tobacco/>

欧州委員会:
http://ec.europa.eu/health/ph_determinants/life_style/Tobacco/tobacco_en.htm

European Network for Smoking Prevention: <http://www.ensp.org/>

Framework Convention Alliance for Tobacco Control:
<http://www.fctc.org/>

International Union for Health Promotion and Education:
<http://www.iuhpe.org/?page=18&lang=en>

Model Legislation for Tobacco Control manual:
http://www.iuhpe.org/?lang=en&page=publications_report2

たばこ産業:
http://tobacco.health.usyd.edu.au/site/supersite/links/docs/tobacco_ind.htm

Smokefree Partnership: <http://www.smokefreepartnership.eu/>

Thailand Health Promotion Institute: <http://www.thpinhf.org/>

Tobaccopedia: the online tobacco encyclopaedia:
<http://www.tobaccopedia.org/>

その他のたばこサイトへのリンク:

種々の国際的及び国毎のたばこコントロールウェブサイト:
<http://www.tobacco.org/resources/general/tobsites.html>

各国のたばこコントロールウェブサイト (欧州連合):
<http://www.smokefreepartnership.eu/National-Tobacco-Control-websites>

Centre de ressources anti-tabac: <http://www.tabac-info.net/>

Comité National Contre le Tabagisme (フランス): <http://www.cnct.org>

Office Français de Prévention du Tabagisme: <http://www.ofp-asso.fr/>

喫煙とたばこ規制に関する最新ニュース: <http://www.globalink.org/>

Ministère de la santé, de la jeunesse et des sports:
<http://www.sante.gouv.fr/>

【参考】 外務省ホームページ (たばこ規制枠組条約): <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/who/fctc.html>
厚生労働省ホームページ: <http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>
WHO たばこ規制枠組条約事務局: <http://www.who.int/fctc>
WHO Tobacco Free Initiative: <http://www.who.int/tobacco>
WHO たばこ規制枠組条約第5条第3条ガイドライン (原文): http://www.who.int/fctc/guidelines/article_5_3.pdf